4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、交通容量の不足により朝夕の通勤・通学時間帯を中心に交通混雑が発生しており、歩道が設置されていないため、歩行者等の安全な通行に支障をきたしていることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　群馬県前橋市役所

**○関東地方整備局告示第二百二十四号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年六月十四日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号

関東地方整備局長　26

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社ＥＭＩ確認検査機構

三(1)　役員の氏名の変更

| 変更前 | 田口　和宏、下島　文雄、遠藤　猛、松井　美恵 |
|---|---|
| 変更後 | 永井　悟、櫻井　弘和、櫻井　妙子 |

(2)　変更年月日

平成二十四年三月三十日

**○関東地方整備局告示第二百二十五号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年六月十四日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号

関東地方整備局長　21

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社湘南建築センター

三(1)　評価員の氏名の変更

| 変更前 | |
|---|---|
| 変更後 | 土橋　敏男 |

(2)　変更年月日

平成二十四年五月八日

**○関東地方整備局告示第二百二十六号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から名称等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年六月十四日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号

関東地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人栃木県建設総合技術センター

三(1)　名称の変更

| 変更前 | 財団法人栃木県建設総合技術センター |
|---|---|
| 変更後 | 公益財団法人とちぎ建設技術センター |

(2)　変更年月日

平成二十四年四月一日

四(1)　評価員の氏名の変更

| 変更前 | 田村　彰啓 |
|---|---|
| 変更後 | |

(2)　変更年月日

平成二十四年三月三十一日

五(1)　役員の氏名の変更

| 変更前 | 津野　剛之、池澤　昭、佐藤　栄一、大谷　範雄、古口　達也、真瀬　宏子、古池　弘隆、小島　明、大塚　朋之 |
|---|---|
| 変更後 | 石下　辰博、平野　博章、森本　章倫、星野　基 |

(2)　変更年月日

平成二十四年四月一日

**○中部地方整備局告示第百二十七号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年六月十四日

中部地方整備局長　足立　敏之

一　登録番号

中部地方整備局長　10

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社ＣＩ東海

三(1)　役員の氏名の変更

| 変更前 | 糟谷　隆二 |
|---|---|
| 変更後 | 諸星　潔 |

(2)　変更年月日

平成二十四年五月二十五日